

令和7年度第3回茅ヶ崎市国民健康保険運営協議会 会議録

議題	<p>1 議題 (1) 令和8年度茅ヶ崎市国民健康保険事業特別会計決算(案)について</p> <p>2 報告事項 (1) 茅ヶ崎市国民健康保険条例及び茅ヶ崎市国民健康保険条例施行規則の改正について (2) 特定健康診査・特定保健指導実施状況について</p>
日時	<p>令和8年2月3日(火) 午後1時30分から午後2時10分</p>
場所	茅ヶ崎市役所分庁舎5階 特別会議室
出席者氏名	<p>被保険者代表 鈴木友美委員、坂蒔昇委員、青木香代委員、寺田貴久子委員</p> <p>保険医又は保険薬剤師代表 高山慶一郎委員、江口和哉委員、遠藤雄一郎委員、関義弘委員</p> <p>公益代表 吉田和浩会長、藤浪潔職務代理者、和賀始委員、高橋美代子委員</p> <p>被用者保険等保険者代表 近藤啓子委員</p> <p>事務局 谷久保福祉部長、前田保険年金課長 給付担当 瀬沼課長補佐、梅原課長補佐、目瀬課長補佐、小島主査 保険料担当 工藤主幹、伊藤課長補佐 徴収担当 山口課長補佐</p>
会議資料	<p>議題(1)資料1 令和8年度国民健康保険事業特別会計 加入者と保険給付費の推移</p> <p>議題(1)資料2</p>

	令和8年度国民健康保険事業特別会計当初予算（案）の概要 議題（1）資料3 令和8年度想定保険料率と所得別保険料試算について 議題（1）資料4 茅ヶ崎市国民健康保険料率の推移 議題（1）資料5 県内各市の国民健康保険料（税）収納率の推移 参考資料1 国民健康保険事業特別会計 予算見込資料 予算事項別明細書 用語解説 参考資料2 令和8年度国民健康保険事業特別会計予算（案） 報告事項（1）資料① 茅ヶ崎市国民健康保険条例及び茅ヶ崎市国民健康保険条例施行規則の改正について 報告事項（2）資料① 茅ヶ崎市国民健康保険 特定健康診査・特定保健指導実施状況
会議の公開・非公開	公開
傍聴者数	0名

（会議の概要）

○事務局

本日は委員の皆様におかれましては、お忙しいところご出席いただきまして、誠にありがとうございます。只今より、令和7年度第3回茅ヶ崎市国民健康保険運営協議会を開催します。

はじめに本日は、傍聴希望者はおりませんことをご報告させていただきます。

それでは、会議に入らせていただきます。

本日は13名全員の出席となっています。運営協議会規則第3条第2項の規定により会議が成立することをご報告いたします。

運営協議会規則第3条第1項で会議の議長は会長にお願いすることになっております。

会長、よろしくお願ひいたします。

○議長

皆様、本日は国民健康保険運営協議会にお集まりいただきありがとうございます。

それでは、ただいまより、令和7年度第3回国民健康保険運営協議会を開催いたします。

次第の1 議題「令和8年度茅ヶ崎市国民健康保険事業特別会計予算（案）」について事務局より説明をお願いいたします。

○事務局

議題（1）令和8年度茅ヶ崎市国民健康保険事業特別会計当初予算（案）につきまして、ご説明いたします。

議題（1）資料1「令和8年度茅ヶ崎市国民健康保険事業特別会計 加入者と保険給付費の推移」をご覧ください。

「1 国民健康保険の加入者の状況と見込み」についてご説明いたします。

被保険者数、世帯数につきましては、年齢が75歳を迎え後期高齢者医療制度へ移行する方や、社会保障制度の見直しにより、被用者保険へ移行する被保険者が増加することが予想され、国民健康保険の加入者は、引き続き減少傾向にあると見込んでいます。

被保険者数につきましては、平均値の推移にはなりますが、令和5年度平均が45,056人、令和6年度平均が43,281人、以下平均値の見込みになりますが、令和7年度41,897人、令和8年度40,784人と減少傾向を予測しています。

世帯数につきましては、令和6年度は平均で29,483世帯でしたが、令和8年度平均では28,742世帯程度になるものと見込んでいます。

「2 一人当たり保険給付費の推移」についてご説明いたします。

令和2年度のコロナの影響を除き、令和5年度までは一人当たりの保険給付費は増加傾向でしたが、令和6年度実績は微減となりました。しかし、医療の高度化の影響を鑑み、令和7年度に続き令和8年度も微増すると予想し、一人当たり約37万円と見込んでいます。

続きまして、予算案についてご説明いたしますので、議題（1）資料2「令和8年度国民健康保険事業特別会計当初予算（案）の概要」をご覧ください。

令和8年度の当初予算全体につきましては、歳入歳出予算総額を227億5,000万円とし、前年度と比べ、1億8,000万円、0.8%の増となっています。

歳出からご説明いたしますので、裏の「2 歳出予算の款別内訳」をご覧ください。

（款1）総務費につきましては、4億29万円、前年度より14%の減となっています。国民健康保険事務の執行に要する経費であり、不用額が発生しないよう、できる限り精緻に見込んだこと、前年度のような高額なシステム改修がないことなどが要因です。

(款2) 保険給付費につきましては、152億1,760万8千円で、前年度より1.1%の減となっています。保険給付費については、さきほども説明させていただきましたが、一人当たり保険給付費は微増と見込ながらも、被保険者数自体を減少と予測していることが理由です。

(款3) 国民健康保険事業費納付金につきましては、68億7,045万2千円で、新設される「子ども・子育て支援金」や、診療報酬改定率の上昇の影響を受け、前年度より6.3%の増となっています。こちらは、県から提示された保険料収納必要額の納付金として、市が県に納付するものです。

(款4) 保健事業費につきましては、2億1,153万9千円で、前年度より2%の増となっています。保健事業費は、主に特定健康診査などに要する経費を計上しています。予算額については、直近の被保険者の年齢構成及びこれまでの特定健康診査受診率を踏まえ見込んでおります。

なお、受診された方などを対象にギフト券を贈呈する「個人インセンティブ提供事業」も、引き続き行うこととしています。

令和8年度につきましても、将来の医療費削減効果や生活習慣病予防のための特定健康診査と保健指導事業を行ってまいります。

(款5) 国民健康保険運営基金につきましては、511万1千円で、利率があがったことにより、前年度より421万7千円増となります。こちらは、基金の利子収入の積み立てを見込んだものです。

(款6) 諸支出金につきましては、2,500万円で、前年度と同額を計上しました。こちらは、保険料還付金などを見込んだものです。

(款7) 予備費につきましては、不測の支出に対応するため、前年度と同額の2,000万円を計上したものです。

続いて、歳入についてご説明いたしますので、資料の表にお戻りいただき、「1歳入予算の款別内訳」をご覧ください。

(款1) 国民健康保険料につきましては、52億8,044万5千円で、前年度より3.6%の増となっています。国民健康保険料算定の基礎となる国民健康保険事業費納付金が増額したことが理由です。

(款2) 国庫支出金につきましては、1,761万円を計上しています。内容といたしましては、前年度と同額の1万円を、東日本大震災に被災した被保険者に対する保険料及び一部負担金減免に対する補助である災害臨時特例補助金、令和8年度より開始される「子ども・子育て支援金制度」に係るシステム改修費の補助金として1,760万円を計上しています。

(款3) 県支出金につきましては、155億2,605万1千円、前年度より0.6%

の減となっています。県支出金は、市の保険給付費の支出をまかなうために県から交付される「普通交付金」と、保険者努力に対する評価や、各事業に対する算定額を合計した「特別交付金」を合わせたものです。減額の理由としましては、保険給付費の減額による普通交付金の減によるものです。

（款４）財産収入につきましては、基金の利子収入として、５１１万１千円を計上したものです。

（款５）繰入金につきましては、１８億６，１５６万５千円で、前年度より８．９％の増となっています。増額の主な理由としては、基金繰入金の大幅な増によるものです。

（款６）繰越金につきましては、令和７年度からの繰越金、２，５００万円を見込んだものです。

（款７）諸収入につきましては、保険料延滞金などの見込額、３，４２１万８千円を見込んだものです。

以上、令和８年度国民健康保険事業特別会計当初予算（案）についてご説明させていただきました。

続きまして、令和８年度の保険料率についてご説明いたします。

議題（１）資料３「令和８年度想定保険料率と所得別保険料試算について」をご覧ください。

資料上段の「１ 令和８年度保険料率（案）」につきましては、令和８年度の想定保険料率と令和７年度の保険料率の比較をお示ししています。

国民健康保険料算定の基礎となる国民健康保険事業費納付金が増額したこと、被保険者数は減っているものの、医療の高度化などによる一人当たり保険給付費が伸びていることに加えて、令和８年度から子ども・子育て支援金分が新設されたことにより、前年度に比べて増額となったものです。

次に、資料下段の「２ 令和８年度想定保険料率における所得別保険料試算」をご覧ください。このモデルケースでは、令和８年度想定保険料率で試算した介護納付金分がある４０歳以上の父母と、未就学児ではない未成年の子供２人の４人世帯での年間保険料総額の具体例を示すものとなっています。

軽減判定による７、５、２割軽減した場合の保険料と軽減なしの保険料を、令和７年度と比較した場合、平均４．０１％の保険料率の増加となります。

しかし、これらの保険料率は予算編成時点での想定ですので、令和７年中の所得及び賦課期日現在の被保険者の状況が確定する６月に改めて保険料率を算定し、６月中に諮問させていただき、料率を決定する予定となっております。

続きまして、議題（１）資料４「茅ヶ崎市国民健康保険料率の推移」をご覧ください。こちらにつきましては茅ヶ崎市国民健康保険料率の推移といたしまして、令和５年

度から、年度ごとの保険料率の推移及び賦課限度額の推移となります。

次に、議題（１）資料５「県内各市の国民健康保険料（税）収納率の推移」をご覧ください。県内各都市の収納率の推移となり、各市の収納率の推移はご覧のとおりで、本市の収納率は、令和６年度決算で、現年分は高い方から７番目、滞納繰越分は３番目、合計では４番目となっております。

以上、議題１につきましての説明は、以上となります。

○議長

ただいま事務局より議題についての説明がありました。

ご質疑、ご意見はございませんか。

○藤浪委員

歳入における県の支出金と、歳出における国民健康保険事業費納付金の額は、どのような基準で決められているのかを教えてくださいよろしいですか。

○事務局

はじめに県の支出金についてご説明させていただきます。

県の支出金は、普通交付金と特別交付金に分かれております。

普通交付金とは、医療にかかった給付金で、療養給付や、食事療養費、療養費、移送費、高額療養費などを支給に要した費用から、第三者納付金と不当利得の徴収金を控除した額が県から交付されるものです。

特別交付金に関しましては、保険者努力支援分と特別調整交付金分、都道府県繰入金分、特定健康診査等負担分の４つの項目が用意されており、その合算となります。

続いて歳出の国民健康保険事業納付金については、資格確認書等を使用し医療を受けた方の保険給付費に相当する部分を、神奈川県国民健康保険団体連合会に納めますので、その歳出を茅ヶ崎市から給付費分としてお支払いするものになります。

以上でございます。

○藤浪委員

つまりどちらにしても保険給付金を先に見積もった後、普通交付金と納付金を算出しているということですね。

ありがとうございます。

○議長

他にご質疑、ご意見はございませんか。

○坂蒔委員

今の説明中ではないのですが、参考資料2の国民健康保険の特別会計予算案の9ページ、来年度の予算の中の2歳入が、ページのスタートなのですが、最初に国民健康保険料があり、その歳入が8年度は52億8044万5000円で、前年に比べて1億8243万2000円増となっており、何が aumentando のかというところで、10ページの節4子ども子育て支援納付金分現年分が、1億4367万6000円となっています。

要は保険料が1億8200万円ほどの増のうち、子ども・子育て支援納付金が1億4300万であり、かなりの部分を占めています。

これが新設されたということで先ほどご説明があったのですが、被保険者としては、保険料が非常に気になります。

そうすると、子ども子育てに対する支援を我々被保険者も若干担うということになると思うのですが、具体的にどのくらい我々が負担しなくてはならないのでしょうか。

この予算書からでは数字が大きくわからないので、議題(1)の資料3 想定保険料率と所得別の保険料試算の下段、令和8年度の想定保険料率における所得別保険料試算という表でこちらが平均4.1%増加するというご説明をいただきましたが、例えば、この表で500万円の給与収入がある方は、8年度の保険料額が59万2300円で、その横が7年度保険料57万6000円で、増減額が2万1700円、3.8%増となっていますがこの500万円の方は2万1700円で38%伸びますよというが、この中には子ども・子育ての支援金の分が含まれていると思います。

これが例えば500万円の方でしたら、増減額2万1700円の内訳で、子ども・子育て分はいくら入っているのかということで教えていただきたいと思います。

○事務局

今の資料議題(1)資料3のモデルケースに当てはめた500万円の世帯の方ですと、増減額2万1700円増のうち、約1万2000円が子ども・子育て支援金分で全体の約45%、伸びている金額割合では、3.8%のうち約2.1%が、子ども・子育て支援金分というものが新設されたことによる増と考えることができると捉えております。

以上でございます。

○議長

他にご質疑、ご意見はございませんか。

○和賀委員

総務費が変わっているのは、システム改修がなくなったからと言っていましたか。
これは何年かに一度、復活したり、なくなったりするものなのですか。

○事務局

令和7年度に計上されていたシステム改修費も、令和8年度から開始される子ども・子育て支援金によるものの改修費だったのですが、その金額はベンダーの見積もりが大きかったことが原因になります。

以上です。

○議長

他になれば、（案）について御承認いただいたものとさせていただきます。

それでは次に、次第2 報告事項（1）「茅ヶ崎市国民健康保険条例及び茅ヶ崎市国民健康保険条例施行規則の改正について」、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局

報告事項（1）資料①をご確認ください。

令和8年第1回市議会定例会において、条例改正を予定しています。

また、あわせて施行規則の改正も予定しています。

1. 国民健康保険条例の改正につきまして、（1）子ども・子育て支援納付金分保険料の徴収開始については、令和8年4月から子ども・子育て支援金制度が開始することに伴い、子育て世帯を支える支援金として、子ども・子育て支援納付金分を国民健康保険料とあわせて徴収することとしました。

（2）賦課限度額の引き上げ及び軽減対象の拡大につきましては、保険料賦課限度額について、医療給付費分で1万円引き上げられることとなりました。

子ども・子育て支援納付金分の賦課限度額は3万円となります。

また、保険料軽減対象世帯の拡大につきましては、5割軽減世帯は、軽減判定所得の基準額を30万5千円から31万円に、2割軽減世帯は、軽減判定所得の基準額を56万円から57万円に引き上げられることとなりました。

次に、裏面をご覧ください。

2. 茅ヶ崎市国民健康保険条例施行規則の改正につきましては、茅ヶ崎市国民健康保険条例の改正に伴い保険料の減免に係る改正を行います。

報告事項（1）については以上となります。

○議長

ただいま事務局より議題についての説明がありました。

ご質疑、ご意見はございませんか。

それでは次に、次第2 報告事項(2)「特定健康診査・特定保健指導実施状況について」、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局

2 報告事項(2) 特定健康診査・特定保健指導実施状況について、特定健康診査は、毎年6～8月の3ヶ月間と2月に追加健診を実施しています。特定保健指導については10月から集団指導と個別指導を随時行っています。

資料①2 特定健康診査実施率(令和2～6年度)をご覧ください。

令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響で受診率は低い状況でしたが、年々上昇し令和6年度37.9%でした。神奈川県内の市町村国保平均受診率(31.4%)よりも高く、県内19市のなかでは3番目に高いです。

特定保健指導は健診結果から対象者の方を抽出して保健指導のご案内をしています。

医療機関での個別指導または市の集団保健指導、個別指導を3カ月間行っています。

3 特定保健指導実施状況をご覧ください。

特定保健指導終了率は令和3年度以降年々上昇し令和5年度は20.1%でしたが、令和6年度は19%で1.1%低下しました。

神奈川県内の市町村国保の平均保健指導率(11.5%)よりも高く、県内19市のなかで8番目となっています。

特定健診・特定保健指導以外の保健事業としては、糖尿病重症化予防事業や歯と口腔の健康づくり事業、健康づくりスタート講座などを開催しています。お手元には去年の10月に実施した講座案内と健診結果の見方が載っているリーフレットを参考までに配布しています。国保被保険者の方の健康増進と生活習慣病予防および重症化予防に引き続き取り組んでまいります。

報告は以上となります。

○議長

ただいま事務局より議題についての説明がありました。

ご質疑、ご意見はございませんか。

○坂蒔委員

質問させていただきます。

今のご説明の中で2番の特定健康診査の実施率が直近、令和6年度で37.9%、県内で3位ということで、神奈川県の実施率が31.4%ですのでこれよりかなり高い受診率であるということが1つ。

それと、3番の特定保健指導の実施状況についても、令和6年度については、動機付け支援積極的支援、合計のパーセンテージは、終了率で言えば19%ということでこちらも県内で8位と伺いました。

神奈川県内の保健指導率の平均値が11.5%のところ例えば19%ということでこれも県内の平均からいうとかなり高く、良い数字だというふうにとらえられるのですが、この特定健康診査、特定保健指導について、どういったところを工夫され、この受診実施率、実施終了率を改善しようと努力されているのか教えていただきたいと思います。

○事務局

ご意見ありがとうございます。

特定健診の受診勧奨につきましては、はがきによる勧奨と電話による勧奨を行っております。

この中でも、特にはがきの場合は、デザインやメッセージを年齢や性別、特定健診の受診歴の有無などによってパターンを、2種類ほどだったものを、令和6年度は5種類に増やしました。

毎年、昨年度の状況を踏まえ、見直しを行っております。

電話勧奨は、はがきの送付のタイミングと合わせるようにし、架電の内容がすぐにはがきのことと伝わるよう電話勧奨を行っております。

また、令和5年度からは、電話勧奨事業を委託して、架電件数を増やし、架電する時間を夕方や土日にし、これらを考えながら、架電しております。

担当内で意見を出し合いながら、試行錯誤し取り組んでいる状況でございます。

○藤浪委員

今の話に関連したことなのですが、健康診査の実施率と終了率、今努力していることはお聞きしました。

茅ヶ崎市としての目標は何%か決められているのでしょうか。

○事務局

特定健診、特定保健指導等保健事業につきましては、国で作成される特定健康診査等実施計画、及びレセプトデータや受診率など様々な分析をしながら作成するデータヘルス計画というものを策定しております。

令和5年に改定したのですが、令和6年度から11年まで、計画の目標値というのを定めております。

資料に実施計画目標値というのが書いてあります。

その中で令和6年度は健診受診率38%、保健指導の終了率は18%を目標値として掲げており、1年置きに計画目標値を1%ずつ上げながら、令和11年度まで設定をしております。

○藤浪委員

令和5年と6年で随分目標が下がっているのはなぜですか。

○事務局

委員の方で、前回もいらっしゃった方もいると思うのですが、令和5年までは第三期の実施計画の目標値で、6年度から11年度までは第四期の実施計画で設定した目標値であり、確かに違いがあるのですが、国の特定健診の指針では、市町村国保は令和11年度までに、特定健康診査特定保健指導ともに実施率を60%が目標指針と言っていますが、その中でも保険者が、実情の分析を行い、最大限の努力で達成できる目標値を設定することとしているので、本市では、これまでの実施状況や、神奈川県全体の受診率等も踏まえて、令和6年度の特定健診受診率目標値を38%とし11年度まで1%ずつ上げる設定で、計画を立てています。

○議長

ありがとうございます。

他に何かございますか。

○和賀委員

特定健診の実施率なのですが、対象者と受診者が減っています。減っている割合が少ないから受診率が上がっていると思います。これは何か特徴的なことがあるのでしょうか。

○事務局

様々な受診率向上のための取り組みを、担当者の中で日々考えながら行っておりますのでこのような結果が出ているかと考えます。

○議長

他にご質疑、ご意見がなければ、用意された議題は以上です。

その他、事務局より何か連絡事項はございますか。

○事務局

事務局から事務連絡がございます。

議事録の確認について、前回も委員の皆様をお願いしましたが、事務局で作成した素案ができ次第、公表前にご確認をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長

事務局から議事録の確認について連絡がありましたが、何かご意見はありますか。

○和賀委員

資料を頂いたのが1月28日で時間が少ないと感じました。

それと前回との比較が数字だけでは分かりにくかったので、変わった個所はコメントがあると分かりやすいと思ひました。数字見て判断は非常に難しいなと思ひました。以上です。

○議長

貴重なご意見ありがとうございます。

今後の運営費参考しにしていただければと思ひます。

○事務局

資料の配布が遅くなり申し訳ございませんでした。

今回予算案がなかなかできない状況でしたので、少し遅くなってしまひましたが今後は、早くお届けできるようにして参りますのでよろしくお願ひいたします。

○議長

他にご質疑、ご意見がなければ、事務局よりお願ひいたします。

○事務局

2点目は、次回の令和8年度第1回運営協議会ですが、令和8年6月の開催となります。

議題といたしましては、「令和8年度茅ヶ崎市国民健康保険料の料率(案)について(諮問)」などになるかと思ひます。

会議日程については、6月16日火曜日を提案いたします。詳細につきましては、後日、ご連絡いたします。

よろしくお願いいたします。事務局からは以上でございます。

○議長

ただいま、事務局より第3回運営協議会の日程が示されました。

次回の運営協議会の日程については、6月16日火曜日でいかがでしょうか。

—異議なし—

○議長

ご異議がないようですので、事務局で調整をお願いします。

委員の皆様からは、ほかに何かございませんか。

他になければ、これをもちまして、本日の運営協議会を終了させていただきます。

本日は、お忙しいところご出席いただきまして、ありがとうございました。